

審議事項(3)

岡山県環境への負荷の低減に関する条例  
に基づく排出基準、構造等の基準及び  
排水基準の一部改正（案）  
(諮問)

平成25年2月  
岡山県

# 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る排水基準の改正について

## 1 趣旨

岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号。以下「条例」という。)は、水質汚濁防止法等環境関係法により規制されていない事業活動等を対象として、独自の規制措置等を定めている。

このうち、水質汚濁に係る有害物質の排水基準については、水質汚濁防止法(以下「法」という。)に定める基準と同一の基準としているが、このたび国が法の基準を改正したことから、条例の基準をこれに合わせて改正するものである。

## 2 見直しの内容

1,4-ジオキサンについて、排出水の排水基準(許容限度)を0.5mg/Lとする。

## 3 改正の方法

排出水の排出基準を定めている「岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準(平成14年岡山県告示第185号)」の該当部分を改正する。

## 4 参考1(法の基準の改正の概要)

(1) 改正日 平成24年5月23日(施行:5月25日)

(2) 改正の内容

- 1,4-ジオキサンに係る排出水の排水基準を、0.5mg/Lとする。

(3) 改正の方法

排出水の排出基準を定めている「排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)」の該当部分を改正する。

(4) 改正の根拠

人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推移等を踏まえ、平成21年11月30日、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの4項目について、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び基準値の変更が行われたことを受け、改正された。

有害物質に係る排水基準は環境基準の10倍の値で設定されている。

## 5 参考2(排出水の排水基準の説明)

条例で規制対象としている特定施設を設置している工場・事業場から公共用水域に排出される排出水に係る基準である。

特定施設（規則別表第6）

施設名		規模
1	練り製品製造業の用に供するらいかい施設	すべてのもの
2	飲食店営業又は給食施設の用に供する洗米機	すべてのもの
3	豆菓子製造業の用に供する湯煮施設（蒸気を使用するものを含む。）	すべてのもの
4	はし製造業の用に供する樹脂除去施設	すべてのもの
5	コルク製品製造業の用に供する成型機	すべてのもの
6	液化石油ガス容器洗浄施設	すべてのもの
7	窯業及び土石製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	すべてのもの
8	铸物砂の洗浄施設	すべてのもの
9	アスファルト製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	すべてのもの
10	産業廃棄物処理施設	すべてのもの
11	廃棄物焼却施設のうち廃ガス洗浄施設	すべてのもの
12	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設	業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が160平方メートル以上の事業場に係るもの
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	総床面積が120平方メートル以上の事業場に係るもの
14	飲食店（次項及び16の項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設	総床面積が140平方メートル以上の事業場に係るもの
15	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設	総床面積が210平方メートル以上の事業場に係るもの
16	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設	総床面積が500平方メートル以上の事業場に係るもの
17	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）に設置されるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設	すべてのもの
18	地方卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定するものをいう。）に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場	すべてのもの
19	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設	屋内作業場の総面積が650平方メートル以上の事業場に係るもの
20	特定施設を設置する工場等から排出される汚水（条例第2条第6号に規定する公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設	すべてのもの

備考

- この表に定める施設は、特定施設が設置される工場等から条例第2条第6号に規定する公共用水域に排出水を排出するものに限る。ただし、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はみなし指定地域特定施設を設置する工場等に設置されるものを除く。
- この表に掲げる施設のうち12の項から19の項までに掲げるものについては、湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域についてのみ適用する。

排出水の排水基準（有害物質）（告示別表第7）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 1ミリグラム
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき 1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム
ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素 0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）	1リットルにつき 0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	1リットルにつき 1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロパン（別名D-D）	1リットルにつき 0.02ミリグラム
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	1リットルにつき 0.06ミリグラム
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名シマジン又はCAT）	1リットルにつき 0.03ミリグラム
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	1リットルにつき 0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 10ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 230ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきふつ素 8ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきふつ素 15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100ミリグラム

備考

- この表に掲げる排水基準は、昭和49年環境庁告示第64号（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法。以下単に「検定方法」という。）により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと」とは、検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準新旧対照表

別表第七 排出水の排水基準（その一）		別表第七 排出水の排水基準（その一）	
有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物の項からアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項まで略		カドミウム及びその化合物の項からアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項まで略	
一・四一ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム		

